

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「変更等」を「変更」に改め、同号又中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に改め、同号又を同号ルとし、同号リの次に次のように加える。

又 第二十九条第三項の規定による有料老人ホームの設置者からの廃止及び休止の届出の受理
第五条中第四号を第三号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第二項第九号中口を削り、八を口とし、二から八までを削り、トを八とし、チを二とし、同号二の次に次のように加える。

ホ 第三条第四項の規定による変更の届出の受理
へ 第三条第五項の規定による確認の取消し

ト 第四条第一項の規定による土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更の届出の受理

ページ

（人事課） 一

（人事課） 二

チ 第四条第二項の規定による調査及び報告の命令

第六条第二項第九号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号又中「第九条第一項から第三項」を「第十二条第一項から第三項」に、「届出」を「形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出」に改め、同号ル中「第九条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同号力中「第三十一条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同号力を同号タとし、同号ワ中「第三十条」を「第五十五条」に、「チ」を「ニ、チ」に改め、同号フを同号ヨとし、同号ヲ中「第二十九条第一項」を「第五十四条第一項、第三項及び第四項」に改め、同号ヲを同号力とし、同号ルの次に次のように加える。

ヲ 第十六条第一項から第三項までの規定による汚染土壤の搬出時の届出の受理

ワ 第十六条第四項の規定による措置命令

レ 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下この号において「規則」という。）第一条第一項ただし書の規定による報告期限の延長

ル 規則第三項第三項の規定による通知

ロ 規則第四十六條第四項の規定による地位の承継の届出の受理

リ 規則第四十四條第三項及び第五項（規則第五十條第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定による確認

リ 規則第四十六條第二項（規則第五十條第四項の規定において準用する場合を含む。）の規定による確認

ニ 規則第四十五條第三項（規則第五十條第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定による確認

ハ 規則第六十條第二項の規定による認定

ヘ 第八条第一号中ノをマとし、キをヤとし、同号ウ中「前号の」を「里親、乳児院、児童養護施設情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設並びに児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業について支弁した」に改め、同号ウを同号クとし、同号ム中「（里親及び保護受託者並びに乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に係る場合に限る。）の費用」を「の費用（里親に係るものに限る。）」に改め、同号ムを同号オとし、同号ラ中「第三十四条の十五第二項」を「第三十四条の十九第二項」に改め、同号ラを同号ノとし、同号ナ中「第三十四条の十四」を「第三十四条の十八」に改め、同号ナを同号ヒとし、同号中ネをナとし、同号ナの次に次のように加える。

ラ 第三十四条の四第一項の規定による児童自立生活援助事業を行う者及び小規模住居型児童養

育施設に係るものに関する規定を「第三十四条の十八」に改め、同号ナを同号ヒとし、同号ナの次に次のように加える。

ハ 規則第六十條第二項の規定による認定

ヘ 第八条第一号中ノをマとし、キをヤとし、同号ウ中「前号の」を「里親、乳児院、児童養護施設情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設並びに児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業について支弁した」に改め、同号ウを同号クとし、同号ム中「（里親及び保護受託者並びに乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に係る場合に限る。）の費用」を「の費用（里親に係るものに限る。）」に改め、同号ムを同号オとし、同号ラ中「第三十四条の十五第二項」を「第三十四条の十九第二項」に改め、同号ラを同号ノとし、同号ナ中「第三十四条の十四」を「第三十四条の十八」に改め、同号ナを同号ヒとし、同号ナの次に次のように加える。

ラ 第三十四条の四第一項の規定による児童自立生活援助事業を行う者及び小規模住居型児童養

育施設に係るものに関する規定を「第三十四条の十八」に改め、同号ナを同号ヒとし、同号ナの次に次のように加える。

ハ 規則第六十條第二項の規定による認定

ヘ 第八条第一号中ノをマとし、キをヤとし、同号ウ中「前号の」を「里親、乳児院、児童養護施設情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設並びに児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業について支弁した」に改め、同号ウを同号クとし、同号ム中「（里親及び保護受託者並びに乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に係る場合に限る。）の費用」を「の費用（里親に係るものに限る。）」に改め、同号ムを同号オとし、同号ラ中「第三十四条の十五第二項」を「第三十四条の十九第二項」に改め、同号ラを同号ノとし、同号ナ中「第三十四条の十四」を「第三十四条の十八」に改め、同号ナを同号ヒとし、同号ナの次に次のように加える。

ラ 第三十四条の四第一項の規定による児童自立生活援助事業を行う者及び小規模住居型児童養

育施設に係るものに関する規定を「第三十四条の十八」に改め、同号ナを同号ヒとし、同号ナの次に次のように加える。

ハ 規則第六十條第二項の規定による認定

ヘ 第八条第一号中ノをマとし、キをヤとし、同号ウ中「前号の」を「里親、乳児院、児童養護施設情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設並びに児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業について支弁した」に改め、同号ウを同号クとし、同号ム中「（里親及び保護受託者並びに乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に係る場合に限る。）の費用」を「の費用（里親に係るものに限る。）」に改め、同号ムを同号オとし、同号ラ中「第三十四条の十五第二項」を「第三十四条の十九第二項」に改め、同号ラを同号ノとし、同号ナ中「第三十四条の十四」を「第三十四条の十八」に改め、同号ナを同号ヒとし、同号ナの次に次のように加える。

ラ 第三十四条の四第一項の規定による児童自立生活援助事業を行う者及び小規模住居型児童養

育施設に係るものに関する規定を「第三十四条の十八」に改め、同号ナを同号ヒとし、同号ナの次に次のように加える。

育事業を行う者に対する報告の請求、質問及び立入検査

ム 第三十四条の十三第一項の規定による一時預かり事業を行う者に対する報告の請求、質問及び立入検査

ウ 第三十四条の十六第一項の規定による家庭的保育事業を行う市町村に対する報告の請求、質問及び立入検査

第八条第一号中ツをネとし、ホからソまでをへからツまでとし、二の次に次のように加える。

ホ 第十八条の十六第一項の規定による指定試験機関に対する報告の請求、質問及び立入検査

第十条第一項第三十四号二中「除く」の下に、「。以下この二において同じ」を、「出来高検査」の下に「及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部の引渡しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査」を加える。

第十条の二第一号八中「除く」の下に、「。以下この八において同じ」を、「出来高検査」の下に「及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部の引渡しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査」を加える。

第十三条第三号中「除く」の下に、「。以下この号において同じ」を、「出来高検査」の下に「及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部の引渡しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査」を加える。

第十四条の二第一号八中「除く」の下に、「。以下この八において同じ」を、「出来高検査」の下に「及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部の引渡しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査」を加える。

第十五条第四号二中「除く」の下に、「。以下この二において同じ」を、「出来高検査」の下に「及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部の引渡しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査」を加える。

第十六条第二号八及び第十七条第二号八中「除く」の下に、「。以下この八において同じ」を、「出来高検査」の下に「及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部の引渡しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査」を加える。

第十八条第一項第十三号中チをリとし、ホからトまでをへからチまでとし、二の次に次のように加える。

ホ 第十二条第七項に規定する台帳の記載事項に関する証明書の交付

第十八条第一項第二十一号二中「除く」の下に、「。以下この二において同じ」を、「出来高検査」の下に「及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部の引渡しに係るものが五百万円

未満の工事の完成検査」を加え、同項中第四十九号を第五十号とし、第四十五号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四十四号の次に次の一号を加える。

四十五 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第七十五条第一項及び第七十五条の二第一項の規定による届出の受理

ロ 第七十五条第二項の規定による指示

ハ 第七十五条第五項及び第七十五条の二第三項の規定による報告の受理

ニ 第七十五条第六項（第七十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による勸告

ホ 第七十五条の二第二項の規定による勸告

第十九条第十一号二、第二十条第二号二、第二十一条第一号二及び第二十二条第一号二中「除く」の下に、「。以下この二において同じ」を、「出来高検査」の下に「及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部の引渡しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第五条第四号の改正規定（同号を同条第三号とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に行われている工事に係る完成検査については、改正後の事務委任規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十項中、「副支所長」を削る。

第五条第一項の表地方機関の部長若しくは局長又は出先機関の支所長若しくは場長の項中

地方機関の部若しくは局長(総括担当)(複数の次長(総括担当)を置く部又は局にあつては、当該事務を担当する次長(総括担当)他の次長(総括担当)の順)		
副支所長		

を

地方機関の部若しくは局長(総括担当)(複数の次長(総括担当)を置く部又は局にあつては、当該事務を担当する次長(総括担当)他の次長(総括担当)の順)		

に改める。

第七條第二項中、「第三條第九項」を、「第三條第十項」に改める。

別表第一各部長の専決事項の項第一号口中「へ」を「ト」に改め、同号八中「並びに週休日の振替及び」を「週休日の振替、休憩時間の変更の承認並びに」に改め、同号又中「第一号から第六号までに掲げる場合」を「各号に掲げる場合(同条第七号に掲げる場合にあつては、総務部長が別に定める場合に限る。)」に改め、同表各次長の専決事項の項イ中「部」を「部及び出納局」に改め、同項口中「並びに週休日の振替及び」を「週休日の振替、休憩時間の変更の承認並びに」に改め、同項子中「第一号から第六号までに掲げる場合」を「各号に掲げる場合(同条第七号に掲げる場合にあつては、総務部長が別に定める場合に限る。)」に改め、同表各主管課長の専決事項の項第一号イ中「(政策調整監を除く。)」を削り、同号口中「職員」を「各部及び各部に所属する地方機関に所属する職員」に改め、同号八中「職員」を「各部及び各部に所属する地方機関に所属する職員」に改め、同表各課長の専決事項の項第一号水中「(政策調整監を除く。)」を削り、同表総務部長の行政管理室に係る専決事項の項第一号中「部長」を「部長、会計管理者及び出納局長」に改め、同項第三号中「部長」を「部長、会計管理者及び出納局長」に「第一号から第六号までに掲げる場合」を「各号に掲げる場合(同条第七号に掲げる場合にあつては、総務部長が別に定める場合に限る。)」に改め、「同条第七号に掲げる場合」の下に「(総務部長が別に定める場合を除く。)」を加え、同表行政

管理室長の専決事項の項第一号中「第一号から第六号までに掲げる場合」を「各号に掲げる場合(同条第七号に掲げる場合にあつては、総務部長が別に定める場合に限る。)」に改め、同表総務部長の私学文書課に係る専決事項の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中イを削り、口をイとし、八からへまでを口からホとし、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の施行に関する次のこと。

イ 私立学校(私立の大学及び高等専門学校を除く。)及び私立の各種学校の設置廃止、設置者の変更等の認可(第四條、第三百三十四條、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十三條)

ロ 私立の専修学校の設置廃止、設置者の変更及び目的の変更の認可(第三百三十條)

別表第一企画部長の行政評価室に係る専決事項の項中「行政評価室」を「政策課」に改め、同表行政評価室長の専決事項の項中「行政評価室長」を「政策課長」に改め、同表企画部長の地域振興課に係る専決事項の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の施行に関する次のこと。

イ 土地に関する権利の移転等の許可(第十四條)

ロ 土地に関する権利の移転等の届出に係る勧告(第二十四條、第二十七條の五、第二十七條の八)

ハ)

ハ 遊休土地である旨の通知(第二十八條)

八 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の施行に関する次のこと。

イ 特定計画の協議の処理(第六條の二)

ロ 国土調査に係る勧告(第八條)

ハ 国土調査の成果の認証(第十九條)

九 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)第四十一条の規定による不動産鑑定業者に対する監督処分

別表第一地域振興課長の専決事項の項中第六号を削り、第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。

五 国土利用計画法の施行に関する次のこと。

イ 一件十ヘクタール未満の土地に関する権利の移転等の許可(第十四條)

ロ 土地に関する権利の移転等の届出に係る勧告の期間の延長(第二十四條)

ハ 土地調査員の任命(国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)第二十三條)

六 公有地の拡大の推進に関する法律第六條の規定による土地の買取協議を行う地方公共団体等の

指定

七 国土調査法の施行に関する次のこと。

イ 国土調査の指定（第六条）

ロ 地籍調査に関する計画の樹立（第六条の三）

ハ 審議会等に対する調査審議の請求（第十五条）

ニ 国土調査を実施する者に対する報告の請求及び勧告（第二十二條）

ホ 国土調査に従事する測量業を営む者に対する報告の請求（第二十二條の二）

ヘ 国土調査と関係がある測量又は調査を行う者に対する報告及び資料提出の請求（第二十三條）

八 不動産の鑑定評価に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 不動産鑑定業者の登録及び更新の登録（第二十二條、第二十四條）

ロ 不動産鑑定業者の登録の拒否（第二十五條）

ハ 不動産鑑定業者の登録換え（第二十六條）

ニ 不動産鑑定業者の変更の登録（第二十七條）

ホ 不動産鑑定業者の登録の消除（第三十條）

別表第一企画部長の土地対策課に係る専決事項の項及び土地対策課長の専決事項の項を削り、同表環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十一号イ中、「その」を削り、「（第四条）」を、「（第五条）」に改め、同号ロ中、「特定有害物質によつて汚染されている区域」を、「要措置区域」に、「（第五条）」を、「（第六条）」に改め、同号ハ中、「土地」を、「要措置区域内の土地」に、「命令及びその」を、「指示、指示措置等の命令、汚染の除去等の措置を自ら行うこと」の決定及び「に改め、同号ハの次に次のように加える。

二 形質変更時要届出区域の指定及びその解除並びにこれらの公示（第六条、第十一条）

ホ 指定の申請による要措置区域の指定等（第十四條）

ヘ 汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他の必要な措置の命令（第十九條）

ト 汚染土壌処理業の汚染土壌処理施設（埋立処理施設に限る。）に係る許可（その更新を除く。）（第二十二條）

チ 汚染土壌処理業の汚染土壌処理施設（埋立処理施設に限る。）に係る変更の許可（第二十三條）

リ 汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置の命令（第二十四條）

又 汚染土壌処理業の汚染土壌処理施設に係る許可の取消し及び事業の停止命令（第二十五條）

ル 汚染土壌処理業の汚染土壌処理施設に係る許可の取消し等の場合の措置命令（第二十七條）

別表第一環境対策課長の専決事項の項第七号ハ中、「（第二十一條）」を、「（第五十六條）」に改め、同

号ハを同号ヘとし、同号ロ中、「第七条第一項又は第二項」を、「第七条第四項」に、「（第三十條）」を、「（第五十五條）」に改め、同号ロを同号ホとし、同号イ中、「（第二十九條）」を、「（第五十四條）」に改め、同号イを同号ニとし、同号にイからハまでとして次のように加える。

イ 指定の申請をした者に対する報告及び資料の徴収並びに立入検査（第十四條）

ロ 汚染土壌処理業の汚染土壌処理施設に係る許可（環境生活部長の専決に係るものを除く。）及び汚染土壌処理施設における事故の届出の受理（第二十二條）

ハ 汚染土壌処理業の汚染土壌処理施設に係る変更の許可（環境生活部長の専決に係るものを除く。）（第二十三條）

別表第一環境対策課長の専決事項の項第七号に次のように加える。

ト 地下水の水質が地下水基準に一年間継続して適合している旨の確認及び大気有害物質を一年間継続して許容限度を超えないで排出している旨の確認（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号。以下この号において「省令」という。）（第五條）

チ 汚染土壌処理業の汚染土壌処理施設に係る許可証の書換え及び再交付（省令第十四條）

別表第一環境生活部長の自然保護課に係る専決事項の項第三号イ中、「（第七条、第八条）」を、「（第九条）」に改め、同号ロ中、「認可」の下に、「並びに当該国定公園事業に係る改善命令、認可の取消し及び原状回復命令等」を加え、「（第十条）」を、「（第十六条）」に改め、同号ハ中、「特別地域」を、「国定公園に係る特別地域」に、「（第十三條）」を、「（第二十條）」に改め、同号ニ中、「特別保護地区」を、「国定公園に係る特別保護地区」に、「（第十四條）」を、「（第二十一條）」に改め、同号トを削り、同号ヘ中、「（第二十一條）」を、「（第二十九條）」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ中、「利用調整地区」を、「国定公園に係る利用調整地区」に、「（第十五條）」を、「（第二十三條）」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 国定公園に係る海域公園地区の指定、指定の解除及び区域の変更並びにこれらの公示（第二十二條）

別表第一環境生活部長の自然保護課に係る専決事項の項第三号チ中、「公園管理団体」を、「国定公園に係る公園管理団体」に、「対する」を、「関する」に、「（第四十條）」を、「（第五十二條）」に改め、同号リ中、「公園管理団体」を、「国定公園に係る公園管理団体」に、「（第四十一條）」を、「（第五十三條）」に改め、同号又中、「（第四十六條、第四十七條）」を、「（第五十八條、第五十九條）」に改め、同号ルからワまでを削り、同表自然保護課長の専決事項の項第三号イ中、「環境大臣への協議（第九條）」を、「環境大臣への協議並びに当該国立公園事業の公園施設の種類の變更に係る環境大臣への協議（第十條）」に改め、同号ロ中、「（第十條）」を、「公園施設の種類の變更の同意及び認可並びに国定公園事業の執行に係る同意を得た者又は認可を受けた者の地位の承継の同意及び承認（第十六條）」に改め、

同号ナからナまでを削り、同号ネ中、「特別地域」を「特別地域等」に、「関係地方行政機関」を「関係地方行政機関の長」に改め、「及び」の下に、「県立自然公園の区域内における」を加え、「への回答等（第六十六条）」を「に係る環境大臣への協議等（第七十九条）」に、「（第六十六条）」を「（第七十九条）」に改め、同号ネを同号ナとし、同号ツ中、「国」を「国定公園に係る特別地域内等における国」に、「への回答及び」を「に係る環境大臣への協議及び国定公園に係る普通地域内における届出を要する行為に係る通知に係る国の機関への」に、「請求等（第五十六条）」を「請求（第六十八条）」に改め、同号ツを同号ネとし、同号ソ中、「及び国定公園事業の執行に係る国の機関からの協議への回答」を削り、「（第五十五条）」を「（第六十七条）」に改め、同号ソを同号ツとし、同号レ中、「実地調査」を「国定公園の指定等に係る実地調査」に、「立入り、所有者への通知等（第五十条）」を「立入り等（第六十二条）」に改め、同号レを同号ソとし、同号タ中、「公園管理団体」を「国定公園に係る公園管理団体」に、「（第三十七条）」を「（第四十九条）」に改め、同号タを同号レとし、同号ヨ中、「公告等（第三十二条、第三十四条）」を「公告及び縦覧（第四十四条、第四十六条）」に改め、同号ヨを同号タとし、同号力中、「風景地保護協定の変更並びに締結に係る協議」を「及び変更、当該締結等に係る環境大臣又は都道府県知事への協議並びに国定公園に係る当該締結等に係る」に、「（第三十一条、第三十三条、第三十五条）」を「（第四十三条、第四十五条、第四十七条）」に改め、同号力を同号ヨとし、同号ワ中、「報告の徴収」を「特別地域内における行為の許可を受けた者等に対する報告徴収」に、「調査（第二十八条）」を「立入調査（第三十五条）」に改め、同号ワを同号力とし、同号ヲ中、「中止命令」を「行為の中止命令」に、「（第二十七条）」を「（第三十四条）」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号ル中、「行為の届出の受理、当該」を「届出を要する」に、「（第二十六条）」を「（第三十三条）」に改め、同号ルを同号ワとし、同号ハ中、「立入検査（第二十二條）」を「立入検査等（第三十条）」に改め、同号ハを同号トとし、同号チ中、「立入検査（第二十二條）」を「立入検査等（第三十条）」に改め、同号チを同号トとし、同号トを同号リとし、同号ヘ中、「（第二十五条）」を「（第二十七条）」に改め、同号トを同号ホ中、「利用調整地区内」を「国定公園に係る利用調整地区内」に改め、「許可又は」を削り、「（第十五条、第十六条）」を「（第二十四条）」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニ中、「並びに届出の受理（第十四条）」を「（第二十一条）」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ハ 海域公園地区内における行為の許可及び当該許可に係る環境大臣への協議（第二十一条）

別表第一自然保護課長の専決事項の項第三号ハ中、「並びに届出の受理（第十三条）」を「（第二十条）」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

八 国定公園事業の執行に係る認可を受けた者に対する報告の徴収及び立入検査等（第十七条）

別表第一環境生活部長の消費生活・文化課に係る専決事項の項中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の施行に関する次のこと。

- イ 内閣総理大臣に対する変更提案（第七条）
- ロ 内閣総理大臣に対する措置要請（第二十一条）

別表第一環境生活部長の消費生活・文化課に係る専決事項の項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 一 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）の施行に関する次のこと。
- イ 個別信用購入あつせん業者に対する改善命令（第三十五条の三の二十一、第四十七条、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号。以下この号及び次号において「政令」といふ。）（第三十三条）
- ロ 登録個別信用購入あつせん業者に対する業務停止命令（第三十五条の三の三十二、第四十七条、政令第三十三条）

別表第一消費生活・文化課長の専決事項の項第二号中、「昭和三十六年法律第五十九号。以下この号において「法」といふ。」を削り、同号イ中、「許可割賦販売業者及び法第三十五条の三の二の許可を受けた者」を「割賦販売を業とする者等」に、「（第四十条）」を「（第四十条、第四十七条、政令第三十三条）」に改め、同号ロ中、「許可割賦販売業者及び法第三十五条の三の二の許可を受けた者」を「許可割賦販売業者等」に、「（第四十一条）」を「（第四十一条、第四十七条、政令第三十三条）」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 消費者安全法第二十二條第一項の規定による報告の徴収及び立入調査等

別表第一環境生活部長の共同参画社会推進課に係る専決事項の項第四号ロ中、「（第三十六条）」を「（第三十七条）」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 図書類自動販売機等による図書類取扱業者及び特定がん具類自動販売機等による特定がん具類 取扱業者に対する営業停止命令（第二十六条、第二十七条）

別表第一共同参画社会推進課長の専決事項の項第三号ニ中、「有害特定がん具等」を「有害特定がん具類」に改め、同号中へ及びトを削り、同号チ中、「（第三十八条）」を「（第三十九条）」に改め、同号チを同号ヘとし、同表保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第二号中、「ことの下に（ロ、ハ及びホに掲げるものについては、保健福祉事務所の専決に係るものを除く。）」を加え、同号中トをノとし、へをトとし、ホを削り、同号ニ中、「改善命令」を「措置命令」に改め、同号ニを同号ソとし、同号ソの次に次のように加える。

別表第一共同参画社会推進課長の専決事項の項第三号ニ中、「有害特定がん具等」を「有害特定がん具類」に改め、同号中へ及びトを削り、同号チ中、「（第三十八条）」を「（第三十九条）」に改め、同号チを同号ヘとし、同表保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第二号中、「ことの下に（ロ、ハ及びホに掲げるものについては、保健福祉事務所の専決に係るものを除く。）」を加え、同号中トをノとし、へをトとし、ホを削り、同号ニ中、「改善命令」を「措置命令」に改め、同号ニを同号ソとし、同号ソの次に次のように加える。

ツ 指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告、公表及び措置命令（第百十三条の二）
ニ 指定介護予防サービス事業者に対する勧告、公表及び措置命令（第百十五条の八）

ナ 介護サービス事業者に対する勧告、公表及び措置命令（第百十五条の三十四）

ラ 指定居宅サービス事業者等の指定及び介護老人保健施設の許可の取消し並びにそれらの全部又は一部の効力の停止（第百十五条の三十五）

ム 指定調査機関の指定並びに調査事務の全部又は一部の休止及び廃止の許可（第百十五条の三十六、第百十五条の四十一）

ウ 指定情報公表センターの指定並びに情報公表事務の全部又は一部の休止及び廃止の許可（第百十五条の四十二）

別表第一保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第二号中八をとし、ロをタとし、同号イ中、「及びその更新」を「並びにその更新及び取消し並びにその全部又は一部の効力の停止」に改め、「第九十四条の二」の下に、「第百四条」を加え、同号イを同号ヨとし、同号にイからカまでとして次のように加える。

イ 指定市町村事務受託法人の指定（第二十四条の二）

ロ 指定居宅サービス事業者の指定並びにその更新及び取消し並びにその全部又は一部の効力の停止（第四十一条、第七十条の二、第七十七条）

ハ 指定居宅介護支援事業者の指定並びにその更新及び取消し並びにその全部又は一部の効力の停止（第四十六条、第七十九条の二、第八十四条）

ニ 指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びにその更新及び取消し並びにその全部又は一部の効力の停止（第四十八条、第八十六条の二、第九十二条、第七十七条の二、第百十四条）

ホ 指定介護予防サービス事業者の指定並びにその更新及び取消し並びにその全部又は一部の効力の停止（第五十三条、第七十条の二、第百十五条の九、第百十五条の十一）

ヘ 指定試験実施機関の指定及び指定試験実施機関に対する監督命令（第六十九条の二十七、第六十九条の二十九）

ト 合格の取消し及び受験の禁止の措置（第六十九条の三十一）

チ 指定研修実施機関の指定及び指定研修実施機関に対する監督命令（第六十九条の三十三）

リ 介護支援専門員に対する業務の禁止命令（第六十九条の三十八）

又 登録の消除（第六十九条の三十九）

ル 指定居宅サービス事業者に対する勧告、公表及び措置命令（第七十六条の二）

ヲ 市町村長に対する助言及び勧告（第七十八条の二）

ワ 指定居宅介護支援事業者に対する勧告、公表及び措置命令（第八十三条の二）
力 指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告、公表及び措置命令（第九十一条の二）

別表第一保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第二号に次のように加える。

オ 指定市町村事務受託法人の指定の取消し及びその全部又は一部の効力の停止（政令第十一条の五）

ク 指定調査機関に対する調査事務の方法及び運営に係る改善命令並びに調査事務規程の認可、変更の認可及び変更命令（政令第三十七条の五、第三十七条の六、第三十七条の八）

カ 調査員養成研修を行う者の指定及びその取消し、調査員の調査員名簿からの消除並びに調査員養成研修事業の廃止の承認（政令第三十七条の七）

マ 指定情報公表センターに対する情報公表事務の方法及び運営に係る改善命令並びに情報公表事務規程の認可、変更の認可及び変更命令（政令第三十七条の十一）

ケ 介護支援専門員の登録の拒否（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百十三条の八）

別表第一長寿社会政策課長の専決事項の項第二号中ホをケとし、二を削り、同号ハ中、「指定」の下に「及び介護員養成研修事業者に対する必要な指示」を加え、同号ハを同号マとし、同号中ロをヨとし、同号ヨの次に次のように加える。

タ 介護老人保健施設の開設者等相互間の連絡調整及び介護老人保健施設の開設者等に対する助言その他の援助（第九十九条の二）

レ 介護老人保健施設の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第百条）

ソ 指定介護療養型医療施設の指定の変更（第百八条）

ツ 指定介護療養型医療施設の開設者等相互間の連絡調整及び指定介護療養型医療施設の開設者等に対する助言その他の援助（第百十一条の二）

ネ 指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第百十二条）

ナ 指定介護予防サービス事業者等相互間の連絡調整及び指定介護予防サービス事業者等に対する助言その他の援助（第百十五条の六）

ラ 指定介護予防サービス事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第百十五条の七）

ム 市町村長相互間の連絡調整及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する助言その他の援助（第百十五条の十六）

ウ 市町村長相互間の連絡調整及び指定介護予防支援事業者に対する助言その他の援助（第一百五十五条の二十六）

エ 介護サービス事業者に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、介護サービス事業者等に対する出頭等の要求、質問及び立入検査並びに厚生労働大臣に対する権限の行使の要求（第一百五十二条の三十三）

オ 介護サービス情報に係る報告の徴収、調査及び公表並びに介護サービス事業者に対する命令（第一百五十五条の三十五）

カ 指定調査機関及び指定情報公表センターに対する報告の徴収、質問及び立入検査（第一百五十二条の四十、第一百五十二条の四十二）

キ 支払基金等からの報告の徴収等（第一百七十二条）

ク 市町村等からの報告の徴収等（第九十七条、第九十八条）

別表第一長寿社会政策課長の専決事項の項第二号中イを力とし、同号にイからワまでとして次のように加える。

イ 居宅サービス等を行った者等及び介護給付等を受けた被保険者等に対する報告及び帳簿書類等の提示の命令並びに質問（第二十四条）

ロ 申請等に基づく登録の消除（第六十九条の六）

ハ 研修の指定（第六十九条の八）

ニ 登録試験問題作成機関への試験問題作成事務の委託並びに登録試験問題作成機関に対する報告の徴収、質問及び立入検査（第六十九条の十一、第六十九条の二十二）

ホ 指定試験実施機関及び指定研修実施機関に対する報告の徴収、質問及び立入検査（第六十九条の三十、第六十九条の三十三）

ヘ 介護支援専門員に対する報告の徴収、指示及び指定研修の受講命令（第六十九条の三十八）

ト 指定居宅サービス事業者等相互間の連絡調整及び指定居宅サービス事業者等に対する助言その他の援助（第七十五条の二）

チ 指定居宅サービス事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭等の要求、質問並びに立入検査（第七十六条）

リ 市町村長相互間の連絡調整及び指定地域密着型サービス事業者に対する助言その他の援助（第七十八条の六）

又 指定居宅介護支援事業者等相互間の連絡調整及び指定居宅介護支援事業者等に対する助言その他の援助（第八十二条の二）

ル 指定居宅介護支援事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭等の要求、質問並

びに立入検査（第八十三条）

ヲ 指定介護老人福祉施設の開設者等相互間の連絡調整及び指定介護老人福祉施設の開設者等に対する助言その他の援助（第八十九条の二）

ワ 指定介護老人福祉施設の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭等の要求、質問並びに立入検査（第九十条）

別表第一長寿社会政策課長の専決事項の項第二号に次のように加える。

フ 指定市町村事務受託法人からの報告の徴収（政令第十一条の四）

コ 指定試験実施機関及び指定研修実施機関に対する必要な指示（政令第三十五条の九、第三十条の十）

エ 介護サービス情報の報告に関する計画の策定（政令第三十七条の二）

テ 調査員養成研修を行う者の指定に係る事項の変更の承認及び調査員養成研修を行う者に対する必要な指示（政令第三十七条の七）

ア 介護専用型特定施設における要介護者との同居に係る承認（介護保険法施行規則第十七条の六）

別表第一保健福祉部長の介護保険室に係る専決事項の項及び介護保険室長の専決事項の項を削り、同表疾病・感染症対策室長の専決事項の項第十一号中八をへとし、ロをホとし、イの次に次のように加える。

ロ 核酸アナログ製剤治療受給者に対する認定の更新（第三条の二）

ハ インターフェロン治療に係る認定を受けた者に対する再認定（第三条の三）

ニ インターフェロン治療に係る認定を受けた者に対する有効期間の延長（第三条の四）

別表第一保健福祉部長の子ども家庭課に係る専決事項の項中、「子ども家庭課」を、「子育て支援課」に改め、同項第一号中、「助産施設」を、「トに掲げるものについては、助産施設」に改め、「母子生活支援施設」の下に、「保育所」を、「限る」の下に、「チに掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに係るものに限る。リに掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に係るものに限る。又に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業、里親に係るものに限る」を加え、同号二中「委託」を「委託等」に改め、同号二を同号又とし、同号八中「縁組承諾」を「縁組の承諾」に改め、同号八を同号リとし、同号中ロをチとし、イをトとし、同号にイからへまでとして次のように加える。

イ 試験事務規程の認可及び変更の命令（第十八条の十二）

ロ 指定試験機関に対する命令（第十八条の十五）

ハ 保育士登録の取消し及び保育士名称の使用停止命令（第十八条の十九）

ニ 指定療育機関及び指定養育医療機関の指定の取消し（第二十条、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十條）

ホ 児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の届出の受理（第三十四条の三）

ヘ 児童自立生活援助事業を行う者及び小規模住居型児童養育事業を行う者に対する事業の制限及び停止（第二十四条の五）

別表第一保健福祉部長の子ども家庭課に係る専決事項の項第一号に次のように加える。

ル 認可外保育施設の設備等の改善勧告及び勧告に従わない旨の公表及び事業の停止命令等（第五十九条）

五十九条

ヲ 指定試験機関の試験業務の休止又は廃止の許可（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十一条）

別表第一保健福祉部長の子ども家庭課に係る専決事項の項第三号ロ中（昭和二十九年政令第二百一十四号）を、「昭和二十九年政令第二百一十四号。以下この号において「政令」という。」に改め、同号八中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「政令」に改め、同項第四号を削り、同項第五号ロ及びハを削り、イをロとし、同号にイとして次のように加え、同号を同項第四号とする。

イ 児童の遊びを指導する者の認定（第三十八条）

別表第一保健福祉部長の子ども家庭課に係る専決事項の項第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行に関する次のこと。

イ 認定こども園の認定（第三条）

ロ 認定こども園の認定の有効期間の更新（第五条）

ハ 認定こども園の認定の取消し（第十条）

別表第一子ども家庭課長の専決事項の項中「子ども家庭課長」を「子育て支援課長」に改め、同項第一号中「二及びホ」を「チ」に、「母子生活支援施設」を削り、「及び児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター」、児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業」に改め、「限る」の下に「。りに掲げるものについては、母子生活支援施設に係るものに限る」を加え、同号ト中「療育機関」を「指定療育機関」に、「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を「省令」に改め、同号トを同号ヲとし、同号ハ中「療育医療」を「療育」に改め、同号ヘを同号又とし、同号

又の次に次のように加える。

ル 保育士登録簿への登録及び申請書の返却（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この号において「省令」という。）第六条の三十二）

別表第一子ども家庭課長の専決事項の項第一号ホ中「委託」を「委託等」に改め、同号ホを同号リとし、同号二中「報告の徴収」を「児童福祉施設の設置者等に対する報告の徴収、質問」に改め、同号二を同号トとし、同号トの次に次のように加える。

チ 委託等の費用の支弁（第五十条）

別表第一子ども家庭課長の専決事項の項第一号ロ及びハを削り、同号イ中「療育医療の給付」を「療育の給付及び指定療育機関の指定」に改め、同号イを同号ヘとし、同号にイからホまでとして次のように加える。

イ 里親の認定（第六条の三）

ロ 指定試験機関の役員を選任及び解任の認可並びに解任の命令（第十八条の十）

ハ 指定試験機関の試験委員の選任及び解任の認可並びに解任の命令（第十八条の十一）

ニ 指定試験機関の事業計画及び収支予算の認可並びに変更の認可（第十八条の十四）

ホ 保育士登録の消除（第十八条の二十）

別表第一子ども家庭課長の専決事項の項第一号に次のように加える。

ワ 保育士試験科目の一部免除（省令第六条の十一）

別表第一子ども家庭課長の専決事項の項第四号イ中「支給」を「支給資格及び額」に改め、同号ロ中「第十一条」の下に「第十三条の二」を加え、同号ホ中「支給資格の調査及び資料の徴収等」を「支給資格者に対する書類等の提出命令、質問及び指定する医師への受診命令」に改め、「第三十条」を削り、同号ホを同号ヘとし、同号二の次に次のように加える。

ホ 児童扶養手当の支給資格認定の請求者等に対する必要な情報の提供及び助言並びに支給資格者（母に限る。）に対する自立のために必要な支援（第二十八条の二）

別表第一子ども家庭課長の専決事項の項第四号に次のように加える。

ト 官公署等に対する資料の徴収及び銀行等に対する報告の徴収（第三十条）

別表第一子ども家庭課長の専決事項の項第五号ロ中「一時償還」を「母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の一時償還」に改め、「母子及び寡婦福祉法施行令」の下に「以下この号において「政令」という。」を加え、同号八中「違約金」を「母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に係る違約金」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「政令」に改め、同号二中「償還金」を「母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に係る償還金」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「政令」に改め、同項第六号イ中「特別児童扶養手当支給」を「特別児童扶養手当の支給資格及び額」に改め、

同号水中「受給資格の調査及び資料の徴収等」を「受給資格者に対する書類等の提出命令、質問及び指定する医師等への受診命令」に改め、「第三十七条」を削り、同号に次のように加える。

へ 官公署に対する資料の徴収及び銀行等に対する報告の徴収(第三十七条)

別表第一子ども家庭課長の専決事項の項第八号中八を削り、二を八とし、ホを二とし、同項に次の一号を加える。

十 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第八条の規定による報告の徴収

別表第一保健福祉部長の子育て支援室に係る専決事項の項及び子育て支援室長の専決事項の項を削り、同表新産業振興課長の専決事項の項第三号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同号イ中「第二十一条」を「第三十一条」に改め、同号ロ中「第二十三条」を「第三十二条」に改め、同表経済商工観光部長の商工経営支援課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

九 宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例(平成二十一年宮城県条例第一号)の施行に関する次のこと。

イ 基本方針の策定及び変更(第四条)

ロ 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見の聴取及び諮問(第四条、第五条、第十二条、第十三条、第二十三条)

ハ 立地誘導外地域等の指定及びその通知並びに指定しない旨の通知(第五条)

ニ 届出に関する意見等の表明及び意見を有しない旨の通知(第十二条)

ホ 必要な措置を講ずべき旨の勧告及び勧告をしない旨の通知(第十三条)

ヘ 工事中の中止の勧告及び届出の命令(第十四条)

ト 勧告に従わない旨等の公表(第十五条)

チ 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の委員の任命(第二十四条)

別表第一商工経営支援課長の専決事項の項第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例の施行に関する次のこと。

イ 立地誘導外地域等の指定に係る関係市町村の長の意見の聴取(第五条)

ロ 説明会を開催する市町村の区域の指定(第十条)

ハ 届出の内容に関する立地市町村の長の意見の聴取(第十一条)

ニ 新設届出者等に対する報告の徴収(第二十八条)

別表第一経済商工観光部長の観光課に係る専決事項の項第一号を次のように改める。

一 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)の施行に関する次のこと。

イ 通訳案内士の登録の拒否(第二十一条)

ロ 通訳案内士の登録の抹消(第二十五条、第二十六条)

ハ 通訳案内士に対する懲戒(第三十三条)

別表第一経済商工観光部長の観光課に係る専決事項の項第三号イ中「(第七条、第八条)」を「(第九条)」に改め、同号ロ中「認可(第十条)」を「認可並びに当該国定公園事業に係る改善命令、認可の取消し及び原状回復命令等(第十六条)」に改め、同号ハ中「集団施設地区」を「国定公園に係る集団施設地区」に、「(第二十九条)」を「(第三十六条)」に改め、同号ニ中「公園管理団体」を「国定公園に係る公園管理団体」に、「対する」を「関する」に、「(第四十条)」を「(第五十一条)」に改め、同号水中「公園管理団体」を「国定公園に係る公園管理団体」に、「(第四十一条)」を「(第五十条)」に改め、同号へからちまでを削り、同表観光課長の専決事項の項第二号を次のように改める。

二 通訳案内士法の施行に関する次のこと。

イ 通訳案内士の登録(第二十条)

ロ 通訳案内士の登録の拒否に係る意見を聴取させる職員の指定(第二十一条)

ハ 通訳案内士の登録証の再交付(第二十四条)

ニ 通訳案内士に対する報告の徴収(第三十四条)

別表第一観光課長の専決事項の項第四号イ中「及び」の下に「当該国立公園事業の公園施設の種類の變更に係る」を加え、「(第九条)」を「(第十条)」に改め、同号ロ中「執行(第十条)」を「執行、公園施設の種類の變更の同意及び認可並びに国定公園事業の執行に係る同意を得た者又は認可を受けた者の地位の承継の同意及び承認(第十六条)」に改め、同号ホからちまでを削り、同号ニ中「実地調査」を「国定公園の指定等に係る実地調査」に、「立入り、所有者への通知等(第五十条)」を「立入り等(第六十二条)」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「公園管理団体」を「国定公園に係る公園管理団体」に、「(第三十七条)」を「(第四十九条)」に改め、同号ハを同号二とし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 国定公園事業の執行に係る認可を受けた者に対する報告の徴収及び立入検査等(第十七条) 別表第一経済商工観光部長の国際政策課に係る専決事項の項中「国際政策課」を「国際経済・交流課」に改め、同表国際政策課長の専決事項の項中「国際政策課長」を「国際経済・交流課長」に改め、同表経済商工観光部長の国際経済課に係る専決事項の項中「国際政策課長」を「国際経済・交流課長」に改め、同表国際政策課長の専決事項の項中「国際政策課長」を「海外ビジネス支援室」に改め、同表国際政策課長の専決事項の項第二号中「第十五条の第十五第六項」を「第十五条の第二第六項」に、

「諮問」を「意見聴取」に改め、同表事業管理課長の専決事項の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「建設統計」を「建設統計」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関する次のこと（知事の許可を受けた建設業者に係るものに限る。）。

イ 住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託についての確認（第五条）

ロ 住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認（第九条）

別表第一土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

九 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十五条第三項及び第四項の規定による第一種特定建築物に係る届出事項の変更の指示に従わなかつた旨の公表及び措置命令

別表第一建築宅地課長の専決事項の項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する次のこと（知事の免許を受けた宅地建物取引業者に係るものに限る。）。

イ 住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託についての確認（第十三条）

ロ 住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しの承認（第十六条）

別表第一住宅課長の専決事項の項第九号二中「助言又は」を「報告の徴収、助言及び」に改め、同号中ナをラとし、カからナまでをヨからナまでとし、ワの次に次のように加える。

カ 支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の社会福祉法人等への賃貸の承認第三十五条の二（別表第一各所長の専決事項の項第五号中、並びに週休日の振替及び）を「週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに」に改め、同表地方振興事務所長の専決事項の項

第二十四号イ中「第十三条」を「第二十条」に改め、同号ロ中「八において同じ」を削り、「受理（第二十六条）」を「並びに当該行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮（第三十三条）」に改め、同号ハを削り、

同号ニ中「から八まで」を「及びロ」に、「第二十七条」を「第三十四条」に改め、同号二を同

号ハとし、同号ホ中「報告の徴収」を「報告徴収」に、「調査」を「立入調査」に、「から八まで」を

「及びロ」に、「第二十八条」を「第三十五条」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第二十五号

イ及びロ中「第十三条」を「第二十条」に改め、同号ハ及びニ中「第二十六条」を「第三十

三条」に改め、同号ホ中「第二十七条」を「第三十四条」に改め、同号ハ中「報告の徴収」を「報告徴収」に、「調査」を「立入調査」に、「第二十八条」を「第三十五条」に改め、同号ト中

「及び」を「及び国の機関への」に、「第五十六条」を「第六十八条」に改める。
別表第二出納局長の専決事項の項第一号中「掲げる事項」を「掲げる事項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、同項第一号イ中「部長（これ）」とあるのは「会計管理者又は出納局長（これら）」と、同

号ロ中「部長」とあるのは「会計管理者又は出納局長」と、「部」とあるのは「出納局」と、同

号ハ及びニ中「部長」とあるのは「会計管理者又は出納局長」と、同号ヘ及びト中「所属の部長」とあるのは「会計管理者又は出納局長」と、同号チ中「部長」とあるのは「会計管理者又は出納局

長」と、同号リ中「所属の部長」とあるのは「会計管理者又は出納局長」と、同号ヌ中「所属の部

長」とあるのは「会計管理者又は出納局長」と、「場合に限る」とあるのは「場合を除く」と、同

号ヲ中「部長」とあるのは「会計管理者又は出納局長」と、同項第三十号中「各部長専決」とあるのは「会計管理者専決又は出納局長専決」とする。

別表第二出納局長の専決事項の項第八号中「及び取消し」を「制限及び取消し」に改め、同表出納局会計課長の専決事項の項第一号中「主管課長」を「各主管課長」に、「掲げる事項」を「掲げる事項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、同項第一号イ中「部長（これ）」とあるのは「会計管理者又は出納局長（これら）」と、同

号ロ及びハ中「各部及び各部に属する地方機関」とあるのは「出納局」と、「各部長」とあるのは

「出納局長」と、同号ニ中「各部長」とあるのは「出納局長」とする。

別表第二出納局会計課長の専決事項の項第二号中「掲げる事項」を「掲げる事項」に改め、同号

に次のただし書を加える。

ただし、同項第三十三号中「各部長」とあるのは「別表第二出納局長の専決事項の項第一号た

だし書において読み替えられた別表第一各部長」とする。

ただし、同項第三十三号中「各部長」とあるのは「別表第二出納局長の専決事項の項第一号た

だし書において読み替えられた別表第一各部長」とする。

別表第四農業農村整備部長の専決事項の項第十二号ハ中「除く」の下に、「以下この八において同

じ」を「出来高検査」の下に、「及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部の引渡

しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査」を加え、同表林業振興部長の専決事項の項第八号イ中、「(第十三条)」を、「(第二十条)」に改め、同号ロ中、「ハにおいて同じ」を削り、「受理(第二十六条)」を、「受理、当該行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮(第三十三条)」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「から八まで」を、「及びロ」に、「(第二十七条)」を、「(第三十四条)」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「報告の徴収」を、「報告徴収」に、「調査」を、「立入調査」に、「から八まで」を、「及びロ」に、「(第二十八条)」を、「(第三十五条)」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第九号イ及びロ中、「(第十三条)」を、「(第二十条)」に改め、同号ハ中、「(第二十六条)」を、「(第三十三条)」に改め、同号ニ中「における」の下に「届出を要する」を加え、「(第二十六条)」を、「(第三十三条)」に改め、同号ホ中「(第二十七条)」を、「(第三十四条)」に改め、同号へ中「報告の徴収」を、「報告徴収」に、「調査」を、「立入調査」に、「(第五十六条)」を、「(第六十八号)」に改め、同項第十一号ハ、同表水産漁港部長の専決事項の項第十四号ハ及び同表地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項第九号ハ中「除く」の下に、「。以下このハにおいて同じ」を、「出来高検査」の下に、「及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部を引渡しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査」を加え、同表地域事務所に置かれる林業振興部長の専決事項の項第六号イ中、「(第十三条)」を、「(第二十条)」に改め、同号ロ中、「ハにおいて同じ」を削り、「受理(第二十六条)」を、「受理、当該行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮(第三十三条)」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「から八まで」を、「及びロ」に、「(第二十七条)」を、「(第三十四条)」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「報告の徴収」を、「報告徴収」に、「調査」を、「立入調査」に、「から八まで」を、「及びロ」に、「(第二十八条)」を、「(第三十五条)」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第七号イ及びロ中、「(第十三条)」を、「(第二十条)」に改め、同号ハ中、「(第二十六条)」を、「(第三十三条)」に改め、同号ニ中「における」の下に「届出を要する」を加え、「(第二十六条)」を、「(第三十三条)」に改め、同号ホ中、「(第二十七条)」を、「(第三十四条)」に改め、同号へ中「報告の徴収」を、「報告徴収」に、「調査」を、「立入調査」に、「(第二十八条)」を、「(第三十五条)」に改め、同号ト中「及び」を、「及び国の機関への」に、「(第五十六条)」を、「(第六十八号)」に改め、同項第九号ハ中「除く」の下に、「。以下このハにおいて同じ」を、「出来高検査」の下に、「及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部を引渡しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査」を加える。

別表第六保健福祉事務所の地域保健福祉部長及び福祉部長の専決事項の項中、「及び福祉部長」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第七保健所の地域保健福祉部長及び保健部長の専決事項の項中、「及び保健部長」を削り、同表仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第三十七号イ中「土壌」を、「有害物質使用特定施設の使用の廃止に係る土壌」に改め、「受理」の下に、「、土地所有者等への通知並びに健康被害が生ずるおそれがない旨の確認、当該確認に係る土地利用の方法の変更の届出の受理及び当該確認の取消し」を加え、同号ロを次のように改める。

理(第四条)

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第三十七号ハ中「土地」を、「形質変更時要届出区域内における土地」に、「(第九条)」を、「(第十二条)」に改め、同号ニ中「(第二十九条)」を、「(第五十四条)」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 要措置区域等内の汚染土壌の搬出時の届出の受理(第十六条)

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第三十七号に次のように加える。

ハ 有害物質使用特定施設の使用の廃止に係る土壌の汚染状況の調査結果の報告期限の延長(土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下この号において「省令」といふ。)(第一条)

ト 土壌の汚染状態が区域の指定に係る基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
の通知(省令第三条)

チ 健康被害が生ずるおそれがない旨の確認を受けた土地所有者等から当該地位を承継した旨の届出の受理(省令第十六条)

リ 帯水層の深さに係る確認及び当該確認の取消し(省令第四十四条、第五十条)

又 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更及びその施行方法に係る確認(省令第四十五条、第五十条)

ヲ 土地の形質の変更及びその施行方法に係る確認の申請(省令第四十六条、第五十条)
別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第十二号ハ中「及び」の下に「建築物の敷地等に係る」を加え、同号ト中をチとし、二から八までをホからトまでとし、ハの次に次のように加える。

二 第十二条第七項の規定に規定する台帳の記載事項に関する証明書の交付

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第十九号ニ中「除く」の下に、「。以下このニにおいて同じ」を、「出来高検査」の下に、「及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部を引渡しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査」を加え、同項中第四十六号を第四十七号と

し、第四十三号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四十二号の次に次の一号を加える。
四十三 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する次のこと。

- イ 第一種特定建築物の新築等の届出及び当該届出をした者に対する指示並びに当該建築物の維持保全状況に関する報告の受理及び当該報告をした者に対する勧告（第七十五条）
- ロ 第二種特定建築物の新築等の届出及び当該建築物の維持保全状況に関する報告の受理並びに当該届出をした者及び報告をした者に対する勧告（第七十五条の二）

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一各部長の専決事項の項第一号ロ、各主管課長の専決事項の項第一号イ、各課長補佐（総括担当）の専決事項の項、総務部長の私学文書課に係る専決事項の項、環境生活部長の消費生活・文化課に係る専決事項の項、消費生活・文化課長の専決事項の項、新産業振興課長の専決事項の項、経済商工観光部長の観光課に係る専決事項の項第一号、観光課長の専決事項の項第一号及び農業振興課長の専決事項の項の改正規定並びに同表住宅課長の専決事項の項の改正規定（同項第九号二に係る部分を除く。）は同年三月三十一日から、同項の改正規定（同号二に係る部分に限る。）は同年五月十九日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日前に申請がなされた同日以後の職務に専念する義務の免除に係る職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和四十六年宮城県人事委員会規則九・一）第一条第七号の承認については、改正後の事務決裁規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この訓令の施行の際現に行われている工事に係る完成検査については、改正後の事務決裁規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。